

青森県報

第二千六百七十六号

平成十八年
九月六日
(水曜日)

目次

道路の区域の変更	……………	(道路課)	…	一
道路の供用の開始	……………	(同)	…	二
道路の指定	……………	(建築住宅課)	…	二
公 告				
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	……………	(民生生活文化課)	…	二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	……………	(同)	…	三
右 同	……………	(同)	…	三

告 示

大規模小売店舗の変更の届出	……………	(経営支援課)	…	三
右 同	……………	(同)	…	四
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	……………	(同)	…	五
右 同	……………	(同)	…	六
青森県労働委員会第四十一期委員の推薦	……………	(労政・能力開発発課)	…	六
建設業者の許可の取消し	……………	(十和田県土整備事務所)	…	八
右 同	……………	(同)	…	八
右 同	……………	(同)	…	八

青森県告示第六百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	国 道	四五四号	前	後	前	後	二七〇・〇〇メートル	二七〇・〇〇メートル	
1	県 道	倉石五戸線	前	後	前	後	二七〇・〇〇メートル	二七〇・〇〇メートル	
			三戸郡五戸町大字倉石又重字太田一〇の三から三戸郡五戸町大字倉石又重字森ノ下タ八一の一の二まで	三戸郡五戸町大字倉石又重字太田一〇の三から三戸郡五戸町大字倉石又重字森ノ下タ八一の一の二まで	二七・四・〇〇メートルから二七・四・〇〇メートルまで	二七・四・〇〇メートルから二七・四・〇〇メートルまで	二七〇・〇〇メートル	二七〇・〇〇メートル	
			三戸郡五戸町大字倉石又重字太田三三の七の二から三戸郡五戸町大字倉石又重字太田三三の七の一まで	三戸郡五戸町大字倉石又重字太田三三の七の二から三戸郡五戸町大字倉石又重字太田三三の七の一まで	一〇・九・〇〇メートルから一〇・九・〇〇メートルまで	一〇・九・〇〇メートルから一〇・九・〇〇メートルまで	一五〇・〇〇メートル	一五〇・〇〇メートル	
			三戸郡五戸町大字倉石又重字太田三三の七の二から三戸郡五戸町大字倉石又重字太田三三の七の一まで	三戸郡五戸町大字倉石又重字太田三三の七の二から三戸郡五戸町大字倉石又重字太田三三の七の一まで	一五・〇・〇〇メートルから一五・〇・〇〇メートルまで	一五・〇・〇〇メートルから一五・〇・〇〇メートルまで	一五〇・〇〇メートル	一五〇・〇〇メートル	

3	県道	むつ恐山公園大畑線	むつ市小川町二丁目六五〇の六から むつ市小川町二丁目六五〇の一七まで
後	前	一一五・〇〇〇メートルまで	一一八・〇〇〇メートルから 一一三・〇〇メートル

青森県告示第六百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇三号	青森市大字浦町字奥野二六の三七から 青森市大字浦町字奥野七一の四まで	平成一六・九・六
県道島守八戸線	八戸市大字是川字下田中沢一の一から 八戸市大字是川字下田中沢二の一まで	"
県道弘前平賀線	弘前市大字御幸町一七の四から 弘前市大字松森町六三の一まで	一六・九・二
国道四五四号	八戸市大字尻内町字渡ノ葉二三の七から 八戸市大字尻内町字根岸河原一一の一まで	一六・九・三

青森県告示第六百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森

県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三村 申 吾

区間	延長	幅員	指月日
三沢市中央町二丁目六四の一六六から 三沢市中央町二丁目六四の一七七まで	一四八・七九メートル	三・〇〇メートル	平成一六・八・六
三沢市中央町二丁目六四の一六二から 三沢市中央町二丁目六四の一七一まで	一六・九一メートル	一・六六メートル	"
三沢市中央町二丁目六四の一六六から 三沢市中央町二丁目六四の一七一まで	四九・二七メートル	六・〇〇メートル	"

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ユウアイ

三 代表者の氏名
橋本 鉄男

四 主たる事務所の所在地
三沢市南町四丁目三一の二七八二

五 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な高齢者・障害者やその家族、その他の人々に対して、社会生活自立支援に関する事業を、互助の精神に基づき、地域住民とともに、行い、もってすべての人々が共生できる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年八月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プロジェクト五所川原倶楽部

三 代表者の氏名

岩谷 勇幸

四 主たる事務所の所在地

青森県五所川原市

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県五所川原市において、中心商店街のまちづくりや、立佞武多を活用した文化・観光の事業を行なうことにより、地域社会の活性化に寄与する

ことを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年八月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人桜の会

三 代表者の氏名

寺田 聡

四 主たる事務所の所在地

青森市岡造道二丁目一の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市及び周辺地域に在住する知的障害者及びその家族に対し、地域で自立して生活していける社会の実現を図るための地域生活支援事業を行うことにより、地域住民との共生を目指し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデーむつ中央店  
むつ市中央二丁目一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
下北交通株式会社  
むつ市金曲一丁目八の二二  
代表取締役社長 白濱啓助
- 三 変更しようとする事項

| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大規模小売店舗の面積の合計 | 大規模小売店舗内の店 | 大規模小売店舗の面積  |                            | 変更年月日    |
|-----------------|---------------|------------|-------------|----------------------------|----------|
|                 |               |            | 変更前         | 変更後                        |          |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大規模小売店舗の面積の合計 | 大規模小売店舗内の店 | 変更前         | 変更後                        | 変更年月日    |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大規模小売店舗の面積の合計 | 大規模小売店舗内の店 | 二、三四九平方メートル | 三、六〇五平方メートル                | 平成一九・四・六 |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大規模小売店舗の面積の合計 | 大規模小売店舗内の店 | 二二〇台        | 一五二台(位置は、届出書添付図面のとおり)      |          |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大規模小売店舗の面積の合計 | 大規模小売店舗内の店 | 二〇二平方メートル   | 一八六平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり) |          |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大規模小売店舗の面積の合計 | 大規模小売店舗内の店 | 一三立方メートル    | 二四立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)  |          |

- 四 届出年月日  
平成十八年八月二十五日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧  
場所  
1 青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所  
2 期間  
平成十八年九月六日から平成十九年一月六日まで  
3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

- のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。
  - 1 提出期限  
平成十九年一月六日
  - 2 提出先  
青森県商工労働部経営支援課
  - 3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由
  - 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
- 平成十八年九月六日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー八戸長苗代店  
八戸市大字長苗代字前田六一の二外
  - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二の二〇  
代表取締役社長 和田正徳
  - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二の二〇  
代表取締役社長 和田正徳
  - 四 変更しようとする事項

| 区 分                          | 変 更 前                         | 変 更 後                       | 変 更<br>年月日   |
|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|--------------|
| 大規模小売店舗の設置方法に関する事項           | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前九時三十分<br>閉店時刻 午後八時   | 平成<br>一六・九・一 |
| 来客が駐車場を利用するこ<br>とができる時<br>間帯 | 午前九時十五分から<br>午後八時十五分まで        | 午前六時四十五分<br>から<br>午後十時十五分まで |              |

五 届出年月日

平成十八年八月十八日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年九月六日から平成十九年一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年一月六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ユニバース黒石駅前店

黒石市黒石駅周辺地区一街区一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 黒石市の意見の概要

1 防災対策への協力について

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十五号）に基づき、災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等について、市からの協力要請並びに協定等の締結要請があつた場合、必要な協力を行っていただきたい。

（理由）災害時に避難場所として想定される公共施設（スポカルイン黒石）の駐車場等敷地に隣接している場所であること、また、避難生活に必要な物資が揃っているため。

2 児童の通学時の安全について

店舗立地に面する道路は中郷小学校の通学路になっており、登校時間は問題ないが、下校時は夕方の買い物客が集中する時間帯であり、車両の出入りが一日のピークとなるものと考えられるため、交通整理員の配置等により児童（特に低学年）の交通安全の確保に配慮していただきたい。  
（理由）駐車場出入り口の交通安全対策のため。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十八年九月六日から同年十月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）黒石駅前ショッピングセンター

黒石市黒石駅周辺地区四街区一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 黒石市の意見の概要

1 防災対策への協力について

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十五号）に基づき、災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等に

ついて、市からの協力要請並びに協定等の締結要請があつた場合、必要な協力を行つていただきたい。

（理由）災害時に避難場所として想定される公共施設（スポカルイン黒石）の駐車場等敷地に隣接している場所であること、また、避難生活に必要な物資が揃っているため。

2 児童の通学時の安全について

店舗立地に面する道路は中郷小学校の通学路になっており、登校時間は問題ないが、下校時は夕方の買い物客が集中する時間帯であり、車両の出入りが一日のピークとなるものと考えられるため、交通整理員の配置等により児童（特に低学年）の交通安全の確保に配慮していただきたい。

（理由）駐車場出入り口の交通安全対策のため。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十八年九月六日から同年十月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

青森県労働委員会第四十一期委員の推薦

青森県労働委員会第四十期委員の任期が平成十八年十一月七日で満了となるので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成十八年十一月八日に第四十一期委員を任命することになったから、次の一に掲げる要件を具備する使用者団体及び労働組合は、それぞれ使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）の候補者を、次の二から四までにより推薦されたい。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱つことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

2 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の

青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成十八年九月八日から平成十八年十月六日まで

四 推薦方法

候補者推薦書（第一号様式）及び候補者調書（第二号様式）を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。ただし、労働者委員の候補者を推薦する労働組合においては、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。）。

(第1号様式)

青森県労働委員会  
使用者 委員候補者推薦書  
労働者

年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

推薦団体  
住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名 年 齢 所 属 住 所  
氏 名 年 齢 所 属 住 所  
氏 名 年 齢 所 属 住 所

(第2号様式)

候 補 者 調 書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本 籍
- 3 現 住 所
- 4 学 歴 (主な学歴を年月日を付して記入すること。)
- 5 職 歴 (主な職歴を年月日を付して記入すること。)
- 6 労働関係の略歴 (年月日順に記入すること。)

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社サイエンテック

二 代表者の氏名 丸山 一孝

三 主たる営業所の所在地 三沢市松園町三丁目六の二六

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第五〇〇四一号

五 取消年月日 平成十八年八月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年六月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社関建設工業

二 代表者の氏名 関 和也

三 主たる営業所の所在地 三沢市字古間木山六八の八九

四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第九三五九号

五 取消年月日 平成十八年八月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年八月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 近藤電気工業

二 氏名 近藤 直美

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字下坂二〇の七

四 許可番号 青森県知事許可（般・一七）第七四〇六号

五 取消年月日 平成十八年八月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、電気、管、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

|                                  |                                          |                              |
|----------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|
| (発行人・発行人)<br>青森市長島二丁目一番一号<br>青森県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町二丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円一銭 |
|----------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|